

令和7年度 第3回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和7年11月12日

逗子市福祉部国保健康課

令和7年度 第3回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和7年11月12日（水）

14:30～15:30

場所 逗子市役所5階第4会議室

出席者

出席者

山上 篤志 委員 田中 克彦 委員 池上 晃子 委員
武田 宇央 委員 近内 美乃里 委員 坂口 敏子 委員
高津 恵一 委員

欠席者

皆吉 直樹 委員 中村 長三郎 委員 松原 理恵 委員

事務局

石井福祉部長 堀田福祉部次長 小上馬国保健康課長 青山国保健康課副主幹
山下国保健康課副主幹 沼田国保健康課副主幹 和田国保健康課主事

傍聴者

なし

1 議題

- (1) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）
- (2) その他

【小上馬国保健康課長】 それでは、皆様お揃いですので、ただいまから、令和7年度第3回 逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、事務局の国保健康課長の小上馬と申します。よろしくお願いいたします。本協議会の会長が議事の進行をするまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は急な開催となりましたが、皆様、日程を調整いただき御出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、全10名のうち、7名の委員に出席をいただいております。逗子市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定における委員定数の2分の1以上の出席という開催要件を満たしておりますことから、この会議が成立していますことをまずは御報告申し上げます。

それでは、福祉部長の石井から挨拶をいたします。

【石井福祉部長】 改めまして、こんにちは。福祉部長の石井でございます。

日頃より本市の国民健康保険の運営並びに福祉行政に御協力をいただきまして、この場を借りてお礼を申し上げます。

本日の議題ですけれども、国全体の子育て施策、その財源として各健康保険のほうから一定金額を拠出するというような制度が来年度から始まりますことから、この「子ども・子育て支援納付金」をどのように徴収するかということについて御審議をいただくことになりました。そのことで、なかなか国のほうの制度設計が進んでいないということもありまして、この時期に急な開催をお願いすることになりました。重ねて御出席につきましてお礼を申し上げます。

この間の国民健康保険関係、あるいは衛生関係の話題になりますが、9月の市議会のほうで40年来、市が続けてきました「総合的病院の誘致」という方針を、誘致は今後は行わないという方針転換をし、既存の医療資源、近隣の市町の病院等と協力しながら進めていくということに転換をしました。まだ逗子市としてこれを今日から明日からやっていくというものはありませんけれども、皆さんの御意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともその辺り、御意見を賜ればというふうを考えております。

それから、毎回この運営協議会の冒頭でお話しておりますマイナ保険証についてですが、いよいよ12月が来月ということになります。今のところ大きな混乱は市内で聞いておりませんが、この辺りについてもなかなか我々が現状を十分に把握できていないという部分もございますので、何かお気づきの点がありましたら、ぜひお伝えいただけますと幸いです。本日の審議、どうぞよろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 大変恐縮ではございますが、ここからは着座にて進めさせていただきます。

お手元の資料について確認をさせていただきます。机上配付で今回お願いしております。

まず1枚目、令和7年度第3回逗子市国民健康保険運営協議会会議次第。

続きまして、逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）の写し。

資料1としまして、逗子市国民健康保険条例の一部改正について。

資料2、逗子市国民健康保険条例の抜粋。

資料3、逗子市の国保主要データ。

また、番号はございませんが、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧。

最後に、本協議会の委員名簿。

以上となります。不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日、第3回の協議会から新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで事務局から、改めまして委員名簿に則って委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、被保険者代表といたしまして、山上委員でございます。

【山上委員】 山上です。お願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 同じく被保険者代表で、10月10日から委員になりました田中委員でございます。

【田中委員】 田中です。私、ここのメンバーは6年ぶりに復帰でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【小上馬国保健康課長】 次に、保険医代表で、逗葉医師会から御推薦の池上委員でございます。

【池上委員】 池上でございます。よろしく申し上げます。

【小上馬国保健康課長】 同じく保険医代表で、逗葉歯科医師会から御推薦の武田委員でございます。

【武田委員】 武田でございます。よろしく申し上げます。

【小上馬国保健康課長】 続きまして、公益代表の委員でございますが、神奈川県から御推薦の鎌倉保健福祉事務所長の近内委員でございます。

【近内委員】 近内です。よろしく申し上げます。

【小上馬国保健康課長】 近内委員には、本協議会の会長を務めていただいております。

同じく公益代表で、逗子市民生委員児童委員協議会から御推薦の逗子市民生委員児童委員協

議会会長の坂口委員でございます。

【坂口委員】 坂口です。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 坂口委員には、本協議会の副会長を務めていただいております。

続きまして、公益代表で、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会から御推薦の逗子市社会福祉協議会会長の高津委員でございます。

【高津委員】 高津でございます。よろしくどうぞお願いします。

【小上馬国保健康課長】 本日の欠席者でございますが、被保険者代表の皆吉委員、また、保険薬剤師会代表で一般社団法人逗葉薬剤師会会長の中村委員、被用者保険等保険者代表として、10月1日から委員となりました神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会から御推薦の松原委員でございます。

【小上馬国保健康課長】 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、福祉部長の石井です。

【石井福祉部長】 石井でございます。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 福祉部次長の堀田です。

【堀田福祉部次長】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 国保健康課副主幹（成人保健・地域医療担当）の青山です。

【青山国保健康課副主幹】 青山です。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 副主幹（健康係長事務取扱）の山下です。

【山下国保健康課副主幹】 山下です。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 副主幹（保険年金係長事務取扱）の沼田です。

【沼田国保健康課副主幹】 沼田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 事務担当者の和田主事です。

【和田国保健康課主事】 和田です。よろしくお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 紹介は以上となります。

この会議は公開を原則としておりまして、情報公開の対象となり、会議録を作成するために録音をさせていただいておりますことを御了承ください。

議事を始めます前に、傍聴者の確認をいたします。現在のところ傍聴希望者はありませんが、途中、希望者がおられましたら入室していただくこととなりますので、御承知おきください。

それでは、これより先の議事につきましては、近内会長に進行していただきます。よろしくお願いいたします。

【近内会長】 それでは、議事に入らせていただきますが、運営協議会規則第5条第2項の規定によります本日の会議録署名委員につきましては、高津委員と山上委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議題に移ります。議題（1）「逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）」についてです。逗子市長から当職に諮問がありました。委員の皆様へは事務局から写しが机上配付されております。

それでは、諮問の内容について、事務局からの説明をお願いいたします。

【小上馬国保健康課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

改めまして、本日、資料が事前に送付ができなかったこと、また、急な日程調整をお願いしましたことについて、お詫び申し上げます。

それでは、資料1について、説明させていただきます。

まず1番ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、こちらの施行に伴いまして、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課せられ、現在の国民健康保険料に加えて子ども・子育て支援納付金が徴収される形になります。

この子ども・子育て支援納付金は、2番に記載されている6つの子育て支援の取組に使用されることになっております。

具体的な子ども・子育て支援納付金の徴収額につきましては、まだ国や県から正式な納付額の通知が来ていないため、3番では、令和6年7月の国の資料を掲載しております。表のとおり、国民健康保険加入者1人当たりの令和8年度の月額見込額は平均で250円程度、令和9年度は300円、令和10年度は400円と段階的に上がっていく想定となっております。

本日、机上に「逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）」の写しを置かせていただきましたが、こちらは市長から当協議会へ記載内容について審議をお願いしたものとなります。

この詳細につきましては、同じく資料1の2ページ目、4番の記載のとおりとなりますが、条例の一部改正において、市に裁量がある事項が①から③となるため、記載の内容が妥当であるかをご御審議いただくことになります。

①は、保険料の比率についてになります。

表に記載してありますとおり、子ども・子育て支援納付金分は、現在国民健康保険料として徴収している医療分・後期高齢者支援分・介護分に加えて、同じように被保険者から保険料として徴収するようになります。

また、表の右側の括弧内の数字になりますが、医療分・後期高齢者支援分・介護分で適用している所得割、均等割、平等割の比率については、それぞれ55：30：15としており、子ども・子育て支援納付金分も同様に、所得割：均等割：平等割を55：30：15の比率となるように、条例第12条の14に規定をいたします。

なお、条例の条文につきましては、資料2になりますが、料率等が記載されています箇所につきましては、網かけをしております。

②は、賦課限度額についてになります。

医療分・後期高齢者支援分・介護分につきましては、それぞれ条例に国民健康保険法施行令で定めている額と規定しています。これに準じまして、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額についても同様に、条例第12条の15で、施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができないと規定いたします。

なお、国からは現時点で具体的な金額は示されておりませんが、遅くとも令和8年3月中には示される見込みとなっております。

③は、低所得者の保険料の減額についてになります。

世帯の所得が基準以下の世帯に対しては、所得に応じて保険料を「10分の7、10分の5、10分の2」と軽減をいたします。子ども・子育て支援納付金分の均等割、平等割の軽減割合は、医療分・後期高齢者支援分・介護分と同じ割合とし、条例第16条の2第5項でそれぞれ「10分の7、10分の5、10分の2」と規定いたします。

なお、18歳未満の被保険者均等割を按分して徴収されます18歳以上の被保険者均等割額についても、この軽減の対象となっております。

諮問についての説明は、以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

【近内会長】 御説明ありがとうございました。

何か御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【田中委員】 はい。

【近内会長】 田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 御説明では令和8年度から、この子ども・子育て支援納付金分が始まるということです。具体的な金額がまだ示されていない。3月までに示されるということですが、令和8年度というと4月からの年度になりますが、これは事務的に間に合うものなのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

【小上馬国保健康課長】 今後の保険料の決定のスケジュールになりますが、今回、この協議会の中で御審議をいただき、その後パブリックコメントを経まして、令和8年第1回の市議会の定例会で条例の改正という形で提案をいたします。それを4月1日から施行という形になってきます。

その条例の中身に関しては、先ほど御説明をさせていただいた保険料の比率、こちらを定めますので、まずそちらについて事前に準備というのは間に合います。実際、皆様のところに保険料の納付書が届くのは、6月に発送するような形になります。その保険料の金額は、皆様の令和7年中の収入・所得に応じて計算したものになってきますので、これから2月、3月に確定申告があって、4月に計算をして、それで発送するようになりますので、事務的には間に合うという形になります。

委員おっしゃっていただいた3月中に示されるというのは、賦課限度額の上限、最高額をいくらにするかということになりますので、当然その金額を踏まえたもので計算をする形になります。

【田中委員】 分かりました。ありがとうございます。

【近内会長】 ほかにどなたか御質問、御意見などありますかでしょうか。

【池上委員】 意見ではなくて、単純な質問なんですけれども、ここにあります低所得者というのは、年収ですとか非課税所得によるものですか。金額としてはどの程度になるのでしょうか。

【小上馬国保健康課長】 今ちょっと具体的な数字というもの、計算方法の計算式は持っていないのですが、所得というのは、給与所得から例えば不動産所得からいろんな所得がありますけれども、それを足して年間の所得が43万円、それから加入者の人数に応じて計算式があります。それで計算した結果という形になります。

【池上委員】 そうしますと、かなり減額の対象になるにしてはハードルが高いですね。

【小上馬国保健康課長】 そうですね。今現在も、医療分も介護分も後期高齢者の支援分も軽減というのは同じ率で、同じ基準の額であるのですが、誰でもというようなことではなく、一番確実な例で言うと非課税世帯の方というのが所得がほぼない方になりますので、そのような方が主な対象になってきております。

【池上委員】 ありがとうございます。

【近内会長】 ほかに御意見、御質問など。武田委員、お願いします。

【武田委員】 この制度は年度ごとに金額が上がっていくということなのですかけれども、これは期限が決まっているんですか。それとも、ずっとこれから徴収されていくんですか。

【小上馬国保健康課長】 今現在、国から説明を受けている資料での御説明だったのですが、現在では令和8年、9年、10年と上がって行って、11年以降は引き続き支援金を徴収しますよというところは来ているのですが、見込額についていくらになるという提示は今のところは発表されていないので、現在ではここまでの説明という形になります。

【武田委員】 ありがとうございます。

【近内会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等がなければ、諮問で示された令和8年度から徴収する子ども・子育て支援納付金に係る各事項については、適当なものと認めるということになりますが、当協議会から付帯意見をつけることもできます。

それで、私からの意見ですが、以前の保険料の比率を改正した際に付帯意見としていた「保険料率を決める際には、当協議会に諮るように」という付帯意見をつけることとしてはいかがでしょうか。何かこのことに御意見などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御意見等がなければ、議題（1）「逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）」については、「諮問で示された令和8年度から徴収する子ども・子育て支援納付金に係る各事項について、適当なものと認める」とし、付帯意見として、「各年度の保険料率については、当協議会を開催し諮ること」とした上で、本協議会の会長名で逗子市長へ答申を行うということで、皆様の御了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

ありがとうございます。

では、事務局から答申書の案を提示できますでしょうか。

（ 事務局より答申書（案）を配付 ）

それでは、答申書（案）について御確認いただきまして、内容に間違い等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等がなければ、議題（1）「逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）」については、この答申書（案）を整えまして、本協議会の答申として逗子市長へ提出いたします。

次に、議題（2）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

【小上馬国保健康課長】 それでは、事務局から2点ほどお伝えさせていただきます。

先ほど委員の御質問の際にもちょっとお伝えしましたが、今後のスケジュールになります。こちらの審議会のほうで御審議、答申という形で内容について適当であるということをおい

きましたので、これをもって12月にパブリックコメントを実施させていただきまして、今後、条例改正の進めさせていただきます。

条例が令和8年4月1日で施行された後、今、付帯意見でいただいた実際の保険料、所得等に応じて計算した保険料率や均等割の額、それについてはまた協議会を開催させていただきまして、そこでお示しをしていきたいと思っております。

2点目になります。次回の運営協議会の開催日についてになります。急遽、本日は、国民健康保険条例の一部改正についてということで、第3回の協議会を開催させていただきましたので、次回は第4回となります。前回の会議に御出席いただいた方には、候補日を事前にお伝えさせていただいたのですが、改めまして次回の候補日が3日間ございます。1月14日（水）、15日（木）、16日（金）、この3日間いずれかの午後で予定をしております。後日、文書等によりまして正式に日程の調整はさせていただきますが、現時点でスケジュールが押さえられるようなことがありましたら、可能な限り御協力いただければと思っております。

事務局からは以上になります。

【近内会長】 ありがとうございました。

そのほか何か御意見などがなければ、以上で本日の議題は全て終了になります。

これにて閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。